

税 務 だより



税に関する手続きのお知らせ

▽家屋を取り壊したら

登記あり家屋 法務局（春日井市）で滅失登記をしてください。

登記なし家屋 役場税務課で取り壊し届を提出してください。

▽原動機付自転車および小型特殊自動車 廃車・譲渡したら

ナンバープレート・印かん・標識交付証明書を持参し、役場税務課で手続きをしてください。

購入したら

印かん・販売証明書または譲渡証明書を持参し、15日以内に役場税務課で手続きをしてください。

※住所など申告事項に変更があった場合も手続きをしてください。

▽原動機付自転車および小型特殊自動車 以外の手続き場所

三輪および四輪以上の軽自動車
軽自動車検査協会愛知主管事務所

小牧支所

二輪小型自動車・普通車

中部運輸局愛知運輸支局

小牧自動車検査登録事務所

軽二輪自動車（1268から2508）

愛知県軽自動車協会小牧分室

家屋調査にご協力を

平成30年1月2日以降に完成（新築・増築）した物件については、平成31年度から固定資産税の課税対象となるため、家屋調査をおこなっています。

これは、建物の構造や使用資材を調査して、固定資産税を算出するためのもので、事前に調査日時を調整し、当日は職員が訪問しておこないます。

調査時には、家の中に入らせていただき、図面などの書類や各部屋の仕上げ材を確認させていただきます。ご協力をお願いします。

問合せ先 税務課

☎95-1113



高齢者と障がい者の総合相談窓口

大口町地域包括支援センター便り



認知症について知ろう！パート5

「認知症の始まり!?」「意欲低下」

皆さんのまわりで、「最近「元気がない」「やる気がなくなつた」と思う人はいませんか？もしかしたら、認知症の始まりかもしれません。

認知症初期では、だんだんと何もやらなくなり、自発性がなくなったようにみえることがあります。

これは、脳の神経細胞が減って一生懸命に脳を働かさなくてはならず、まわりについていけなくなつてしまったことが原因であると思われています。

どうしたらいいの？

ぼーっとしていることが多くなるので外に出て活動できる機会を作りましょう。

例えば：

▽無理なく楽しめる活動から始めましょう。

▽始めは少しずつ、ゆっくりと本人のペースに合わせましょう。

▽日課表を作ってみましょう。

▽いろいろな誘い方をしてみましょう。

▽人を替えて誘ってみましょう。

▽介護保険サービスの利用を考えてみましょう。

まずは本人の気持ちを聞いて、本人の思いに耳を傾けましょう。外へ出たがない場合は無理をさせないで、家の中でできることを考えましょう。分からないときは一人で抱え込まず、まわりの人や専門機関に相談しましょう。

生活での困りごとや不安などの相談にも対応しています。気軽に相談ください！

大口町地域包括支援センター
☎94-2227